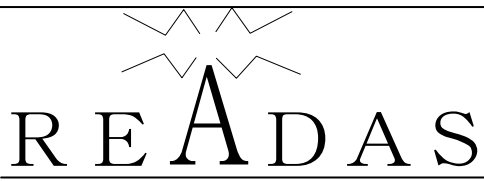


第 5688 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 4月10日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 タワーマンションの固定資産税

Q：タワーマンションの固定資産税の改正案が出されたそうですが、どのような内容になっていますか？

A：次のような内容になっています。

【解説】

さきごろ、タワーマンションに係る固定資産税の改正法案が出されました。

概要は、次のとおりです。

対象となるタワーマンション(居住用超高層建築物)は、高さが60メートルを超える建築物で複数の階に居住用専有部分を有し、専有部分の個数が2個以上のもので、タワーマンションに係る各区分所有者の固定資産の額は、居住用専有部分とそれ以外の専有部分に分けられ、居住用専有部分は、全国における各階ごとの取引価格の動向を勘案して総務省令で定める補正した床面積がその建築物の総専有部分の床面積に対する割合で按分した額となります。

床面積の補正率は、次のとおりです。

$$X階の補正率 = 100 + 10/39 \times (X - 1)$$

なお、そのタワーマンションの設備等が総務省令で定めるものと著しく差があるときは、一定の補正をした額となります。

この取扱いの対象になるのは、平成30年から新たに課税されるものからとなっており、平成29年4月1日より前に売買契約が締結されたものについては、対象外となっています。

